

奥多摩町総務課（危機管理担当）Tel83-2349

福祉保健課（健康係）Tel83-2777

国は都の要請を受け、東京都は「まん延防止等重点措置」（期間は1月21日から2月13日まで）に移行し、都はその対象区域を都内全ての区市町村としたことから、その感染予防対策について、都・町の対応をお知らせします。〈裏面に飲食店関連の記載あり〉

（１）不要不急の外出自粛にご協力ください！

- 「まん延防止等重点措置」に伴い、2月13日（日）までの間、不要不急の外出は自粛してください。
- 通院・生活必需品の買い物などの外出時は、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

（２）引き続き、感染防止に努めましょう！**～外出先から家庭内にウイルスを持ち込まないために～**

- マスク着用、こまめに「手洗い」・「室内の換気」をしましょう！
- 「3つの密」を避けましょう！
 - ①換気の悪い「密閉空間」
 - ②多数が集まる「密集場所」
 - ③間近で会話や発声をする「密接場面」

（３）受診電話相談窓口 ～発熱などの症状が生じた方へ～

- かかりつけ医（主治医）に、まず電話相談を
- かかりつけ医（主治医）がいない方は、下記に電話相談を
東京都発熱相談センター TEL03-5320-4592（休日を含む毎日24時間体制）
03-6258-5780（9時～17時の間、臨時増設）
または、**奥多摩病院** TEL0428-83-2145（平日夜間・休日は従来の急患対応）

（４）町の状況～対策本部を設置継続中～

- 一昨年4月、国の最初の緊急事態宣言を受け、**町長を本部長とする『新型コロナウイルス感染症対策本部』を設置し**、これまで感染症対策にあたっておりますが、緊急事態宣言解除後も、引き続き対策本部の体制は継続しています。

平日(日中)・・・対策本部事務局 TEL0428-83-2349(総務課内)***緊急事態宣言期間中は土日・祝日の日中も対応 ※現在は平日の開庁時間のみ**

〈裏面あり〉

(5) 都の対応～特に飲食店について～

- 都は「まん延防止等重点措置」を、都内すべての区市町村を対象として、現時点、2月13日までの間、実施しています。

【東京都の認証店である飲食店／「点検済証」あり＝酒類提供の選択制】

- 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトの「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗

- ➔酒類を提供する場合 夜8時までの提供・夜9時までの営業時間短縮を要請
- 酒類を提供しない場合 夜8時までの営業時間短縮を要請
- ➔いずれの場合も同一テーブル4人以内、5人以上は全員陰性確認を要請

【東京都の認証店でない飲食店／「点検済証」なし＝酒類提供停止】

- 「点検済証」の交付を受けていない、または掲示していない店舗
- ➔夜8時までの営業時間短縮・同一テーブルへの入店案内4人以内を要請

- 都は、オミクロン株に特化した内容をホームページに掲載し、専用の電話相談窓口を開設しています。

新型コロナ・オミクロン株コールセンター

0570-550-571

(9時から22時まで、土・日・祝日を含む毎日)

都福祉保健局
オミクロン株関連情報



(6) 町の対応

- **町施設(福社会館・文化会館・社会体育施設等)は、感染予防対策、特に人数制限を徹底のうえ開館しますが午後9時で閉館**します。

ただし、感染予防対策上、**図書館は午前10時開館のほか、子ども家庭支援センター「きこりん」は平日夜間・休日の臨時休館は継続**しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- **町内の都施設(山のふるさと村・都民の森・水と緑のふれあい館)は、都の指示を受け、現時点、基本臨時休館**しています。なお、山のふるさと村はビジターセンター・レストラン開館、都民の森は窓口業務のみ対応しています。

- **町主催のイベント等について、町民対象で使用施設の定員1/2以下の対応不可時は中止・延期とし、町外からの参加のイベントは中止・延期**とします。

なお、万一、町施設での感染発生、また町内で感染拡大が見込まれる場合は直ちに中止しますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

- 毎日午前10時・午後3時に実施している「ラジオ体操」などを活用し、運動不足にならないよう、適度な運動を心掛けましょう。

感染症対策は日々状況が変化することから、町広報への掲載ではなく、また、本チラシも全戸配布ではなく回覧としておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

今後も、状況に変化があった際は、町防災行政無線・ホームページなどで随時お知らせいたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。